原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問主意書

提出者

原

П

博

原口五原則とマイナンバー制度との整合性に関する質問主意書

範囲 可能 た。 て、 1 口 平成二十二年三月十五日に開催された「第三回社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」にお 当時、 な、 原口五原則は、 が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること)、④] ル の原則」 自己情報をコントロールできる仕組みであること)、③「プライバシー保護の原則」 総務大臣だった私は、 (自らの情報を不正に利用・ストックされず、また、 1 「権利保障の原則」 「番号に関する原口五原則 (国民の権利を守るための番号であること)、② (以下「原口五原則」という。 自らこれにアクセスし確認 「最大効率化の原則 「自己情報コン (利用される を提示し 修正 (費用 が 1

き、 平成二十三年には、 平成二十五年にい ーを利用することにより、 原口五原則を踏まえた「社会保障 わゆるマイナンバ 行政運営の効率化や国民の利便性の向上等を図るためのマイナンバー ー関連四法が成立 ・税番号大綱」 Ļ 社会保障、 が取りまとめられた。 税及び災害対策の各分野にお 同大綱 に基づ いて

制度が導入された。

が最

小で、

確実かつ効率的な仕組みであること)、⑤

「国・地方協力の原則」

(国と地方が協力しながら進

めること)

の 五

つである。

これらを踏まえ、以下、政府に対し質問する。

一番号に関する原口五原則

原口五原則において示された考え方は、現在のマイナンバー制度においてどのように反映されているの

か、端的に伺う。

原口五原則とマイナンバー制度との整合性

1 権利保障の原則

マイナンバーは社会保障給付や種々の行政サービスの提供を適切に受ける国民の権利を守るための番

号である。 当該提供を受けるに当たり、マイナンバーカードが必要となる場面が増えてきているが、

イナンバーカードの交付には時間を要している。

を申請から一週間以内 令和五年のマイナンバー法の改正 (最短五日) で交付できる仕組みが創設されたが、 (以下「令和五年改正法」という。)により、マイナンバーカード 交付までの期間を最短五 日 か

ら更に短縮することは可能か。 また、 現行の運転免許証 の紛失時において、 運転免許試験場で即 日再交

付できる仕組みを参考に、マイナンバーカードの紛失時においても、 市区町村の窓口で即日再交付でき

る仕組みを創設することは可能か。

2 自己情報コントロールの原則

憲法第十三条で保障されるプライバシーの権利には、 個人情報の取得、 利用、 第三者に対する提供等

に関し、 本人が関与できる権利 (以下「いわゆる自己情報コントロール権」という。)が含まれるとす

る憲法上の学説が多くある。これに対し、 政府は、 いわゆる自己情報コント ロール権については、 その

内容、 範囲及び法的性格に関し、 様々な見解があり、 明確な概念として確立しているものではないと答

弁している。

T 現行の個人情報保護制度又はマイナンバー制度において、 いわゆる自己情報コントロ ル権 に関連

する仕組みはあるのか。

1 マイナポータルでは、 行政機関等が保有する利用者の個人情報の検索・確認や、 行政機関等同 士が

利用者の個人情報をやりとりした履歴の確認等を行うことができる。これらは、 () わゆる自己情報 コ

ントロール権の担保に資する仕組みではないか。

ウ マイナンバーカードを取得していない者が、 マイナポータルで提供されている自己情報を確認する

には、 書面による開示請求を行うしかないが、多大な時間と手数料の負担を伴う。マイナンバーカー

ドを取得していない者が、 いわゆる自己情報コントロール権の行使に際して差別的な取扱いを受ける

ことになるのではないか。

3 プライバシー保護の原則

マイナンバーは、 従前、 社会保障制度、 税制、 災害対策の三分野において利用を促進することとし、

マイナンバーの利用及び提供ができる事務は法律又は条例において限定列挙されており、立法府による

民主的な統制が機能していた。

T 令和五年改正法により、 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に 「準ずる事務」 にお

てもマイナンバーの利用を可能とするとともに、同法でマイナンバーの利用が認められている事務 \mathcal{O}

範囲内において主務省令で定めることで情報連携が可能とされた。これに対し、 利用範囲及び情 報 連

携の 拡大に際して立法府の関与の度合いが低下することを懸念する声があるが、 当該改正 の趣旨を伺

う。また、「準ずる事務」か否かを判断する主体は誰か

1 政府において、 利用範囲及び情報連携の拡大について協議する会議体はあるのか。 ある場合、 当該

会議体へは国民は傍聴可能か。傍聴できない場合、 国民はどのような過程で協議決定されるに至った

のかを知る権利が阻害されているのではないか。

ウ マイナンバー制度がプライバシー権を侵害するか否かが争われた訴訟の上告審においては、 マイナ

ンバーの利用範囲は法律で限定されていること、個人情報は行政機関によって分散管理され、 不正ア

クセス対策も採られていることなどから、情報漏えいの危険性は極めて低く、合憲とされた (最判令

和五年三月九日民集七十七巻三号六百二十七頁)。マイナンバーの利用範囲を法律で限定列挙せず、

「準ずる事務」へと拡大することは、 自己情報の利用及び提供に関する国民の予見可能性を失う上、

法律により利用範囲が限定されていることや個人情報の分散管理等を理由としたマイナンバ

対する最高裁判所の合憲判断に影響を及ぼすことになる可能性はないか。

4 最大効率化の原則

マイナンバー制度のシステム整備に当たっては、既存インフラを有効活用するとともに、 最小の費用

で確実かつ効率的な仕組みとする必要があると考える。

ア 令和六年五月に公表された会計検査院の調査報告書「マイナンバー制度における地方公共団体によ

ー制度に

自治体による情報照会の利用が進んでいないことが明らかとなった。一部の事務手続で情報照会が進 る情報照会の実施状況について」において、 約四割の事務手続で照会件数が皆無となっているなど、

んでいない理由について伺う。

くのか。 マイナンバー情報照会の利用がより一層推進されるよう、政府としてどのような取組みを進めてい また、 情報照会が利用されていない事務手続については、 照会可能な事務から削除するな

実情に応じて合理化する必要はないか。

ウ する場合、 と制度上の保護措置を講じた上で、各分野でのシステムの共同 ラウドの提供事業者として選定されている五社中四社は米国企業である。 ると考える。 クラウドコンピューティング(以下「クラウド」という。)の手法により、システム上の安全措置 米国法に基づき連邦政府が日本国民の個人情報を閲覧することが可能な場合はあるの 現在、 政府は行政機関等が共同利用するガバメントクラウドの整備を進めてい 利用を積極的に進めることは重要であ 米国企業のクラウドを利用 るが、 ク

に管理する主体を作ることにならないか。 複数の自治体がガバメントクラウドを共同利用することは、 物理的に情報を分散管理する安全確保措置を講ずる必要は 情報の分散管理の原則に反し、 一元的

工

ないのか。

5 国・地方協力の原則

連の地方分権一括改革で、国と地方自治体は「対等・協力」の関係となり、国が自治体に命令する

ことは原則としてできない。 しかし実態は、マイナンバ -関係事務におけるトラブル対応や国からの相

次ぐ指示に、自治体が疲弊しているとの指摘がある。

ア マイナンバーのシステムや管理マニュアルの更改について、 どのような手段で自治体に通知してい

るか。 また、 更改に当たり、 自治体からの要望を受け付ける機会はあるのか。 ある場合、 自治体から

の要望を受けて改修された主な事例について伺う。

1 次期マイナンバーカードの導入など、今後、更に自治体の負担が増すことが想定される中、 マイナ

ンバー制度の円滑な実施に向け、 人員体制の確保など、 自治体の負担軽減のための財政措置や支援策

の在り方について政府の見解を伺う。

三 マイナ保険証

1 政府はこれまで、マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリットを早期に最大限発揮するた

- め に、オンライン資格確認ができないというデメリットがあるのではないか。 としてきた。しかし、単に従来の健康保険証を廃止するだけでは、災害時における通信障害などの際 従来の健康保険証の発行を本年十二月二日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する
- 2 \ <u>`</u> オンライン資格確認等システムの導入が困難な医療機関等の中には、 ならば保険医療機関等としての登録を取り消すという圧力をかけてきた。 政府はオンライン資格確認等システムの導入を全ての医療機関等に対して義務付け、 オンライン資格確認等システムの導入を一律に強制することは、 地域医療の崩壊を促すことになる 廃業を余儀なくされたところも多 しかしながら、 導入に反対する 様 々な事情で
- 3 度にお することとされ、 とか。また、 のではない 保険医療機関及び保険医療養担当規則」 政府は、 いては、 か。 マイナ保険証のメリットの一つに不正な利用のリスクの低下を挙げている。 従来の健康保険証を廃止することによって、不正な利用を防止できるという根拠は何か。 医療機関等か 一定の不正な利用を防止する仕組みが備わっている。 ら提出されたレセプトに記載された診療行為が保険診療 | 等に適合しているか否かを社会保険診療報酬支払基金が審 従来の審査 では不十分というこ \mathcal{O} 公的医療保険制 ル ル である

4 併せて医療機関等へ提示する必要があるが、交付後直ちに利用できる従来の健康保険証と比べて利便性 程度の時間を要しており、登録完了までオンライン資格確認が行えず、紙の オンライン資格確認等システムにおいては、 被保険者の資格取得から保険者のデータ登録までに一定 「資格情報のお知らせ」と

が低下しているのではない

か。

5 マイナ保険証 きない場合、 ッテリーの不足などスマートフォンでの対応が困難となる事態も想定されるところ、 って避難することを呼び掛けていた。 河野前デジタル大臣は、 マイナ保険証 に加え、 紙の 救急活動の迅速化・円滑化に繋がるとして、災害時にマイナンバーカードを持 のみでオフラインで資格確認できる仕組みはあるのか。 「資格情報のお知らせ」も携帯するように国民に呼び掛けるのか。 災害による通信障害等により、 その場でオンライン資格確認が また、 今後は、 災害時にはバ 災害時に ~

6 A たクラウドにおいて、これらの情報を管理する仕組みが必要であると考える。こうしたクラウドシステ 医 の整備を行う考えはあるか。 療情報等にいつでもどこでもアクセスできるよう、 平常時、 災害時を問わず、 マイナ保険証 の利用登録の有無にかかわらず、 システム上の安全措置と制度上 公的医療保険 の保護措置 の資格情 を講じ 報や